

第3期 大和市多文化共生会議設置要綱

(目的)

第1条 公益財団法人大和市国際化協会(以下「協会」という。)は、以下の目的を達成するために、大和市から委託を受け、第3期大和市多文化共生会議(以下「会議」という。)を設置する。

- (1) 大和市における多文化共生社会の実現
- (2) 外国人市民の地域参加の促進
- (3) 日本人市民と外国人市民が共生・協働するための課題の解決に向けて協議できる場の設定

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 多文化共生
国籍、民族、性別、年齢などが異なる様々な文化や個性を持った人々が、互いの違いを認め合いながらも、社会の一員として社会全体を豊かにしていくこと
- (2) 外国につながる市民
日本以外の国籍を有する者の他に、日本国籍を有していても、外国に文化的背景を持つ者を含む。

(所掌事務)

第3条 会議は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる各号について調査審議し、協合理事長に対しその結果を報告する。

- (1) 大和市の多文化共生を推進する環境の整備に関すること
- (2) その他必要と認められる事項

(構成等)

第4条 会議は、次の各号のいずれにも該当する者の中から、日本人市民及び外国につながる市民およそ10名の委員で構成される。

- (1) 年齢満18歳以上である者
- (2) 大和市に在住・在勤・在学・在活動している者

2 委員の任期は2年とする。

3 委員は公募により選任し、協会理事長が委嘱するものとする。

(委員の責務)

第5条 ^{いいん}委員は、すべての^{しみん}市民のために^{しよくむ}職務を^{すいこう}遂行し、特定の^{くに}国や^{みんぞく}民族・^{そしき}組織の^{りえき}利益を^{だいひょう}代表しない。

2 ^{いいん}委員は、^{しよくむ}職務上^{じようし}知り得た^え秘密を^{ひみつ}漏らしてはならない。その^{しよく}職を^{しりぞ}退いた^{ちよう}あとも同様とする。

(^{いいんちよう}委員長及び^{ふくいいんちよう}副委員長)

第6条 ^{かいぎ}会議に、^{いいんちよう}委員長及び^{ふくいいんちよう}副委員長をおき、^{いいん}委員の^{ごせん}互選により^{さだ}定める。

2 ^{いいんちよう}委員長は^{かいぎ}会議を^{だいひょう}代表し^{かいむ}会務を^{そうり}総理する。

3 ^{ふくいいんちよう}副委員長は、^{いいんちよう}委員長を^ほ補佐し、^{いいんちよう}委員長に^{じこ}事故があるとき、また^{いいんちよう}委員長が^か欠けたときはその^{しよくむ}職務を^{だいり}代理する。

(^{うんえい}運営)

第7条 ^{かいぎ}会議は、^{いいんちよう}委員長が^{しようしゅう}招集し、その^{ぎちよう}議長を^{つと}務めるものとする。

2 ^{かいぎ}会議の^{うんえい}運営は、^{じしゆてき}自主的な^{うんえい}運営により^{おこな}行われるものとする。

3 ^{かいぎ}会議は、^{ひつよう}必要に応じて^お部会、^{ふかい}ファシリテーターを^お置くことができる。

4 ^{かいぎ}会議は^{げんそく}原則として^{こうかい}公開とする。

5 ^{いいんちよう}委員長は、2年間の^{ねんかん}任期中の^{にんきちゆう}活動を^{かつどう}まとめて^{きようかい}協会理事長に^{じちよう}報告し^{ほうこく}なければならない。

(^{すいしんたいせい}推進体制)

第8条 ^{きようかい}協会理事長は、^{じちよう}前条第5項の^{ぜんじちようだい}規定による^{こう}報告を受けたときは、^{きてい}大和市に^{ほうこく}報告するとともに、これを^う市民に^{こうひよう}公表する。

(^{しよむ}庶務)

第9条 ^{かいぎ}会議の^{しよむ}庶務は、^{きようかい}協会事務局において^{しより}処理する。

(^{ほそく}補足)

第10条 この^{ようこう}要綱に^{さだ}定めるもののほか、^{かいぎ}会議の^{うんえい}運営について^{ひつよう}必要な^{じちよう}事項は^{べつ}別に^{さだ}定める。

(^{ふそく}附則)

この^{ようこう}要綱は、2012年11月1日から^{せこう}施行する。